

令和6年12月筑北村議会定例会会議録 第3号

令和6年12月13日

第 3 号 (12月13日)

○開 議	5
○議事日程の報告	5
○議案第67号の質疑、討論、採決	5
○議案第68号の質疑、討論、採決	6
○議案第69号の質疑、討論、採決	6
○議案第70号の質疑、討論、採決	7
○議案第71号の質疑、討論、採決	8
○議案第72号の質疑、討論、採決	9
○議案第73号の質疑、討論、採決	9
○議案第74号の質疑、討論、採決	10
○議案第75号の質疑、討論、採決	10
○議案第76号の質疑、討論、採決	11
○議案第77号の質疑、討論、採決	11
○議案第78号の質疑、討論、採決	12
○議案第79号の質疑、討論、採決	12
○議案第80号の質疑、討論、採決	13
○議案第81号の質疑、討論、採決	14
○議案第82号の質疑、討論、採決	14
○議案第83号～議案第85の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○陳情第9号の委員長報告、質疑	19
○陳情第9号の採決	20
○発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○閉会中の継続調査の申し出	22
○議員派遣の件	22
○村長閉会あいさつ	23
○閉 会	24
○署 名	25

令和6年12月筑北村議会定例会議録

議 事 日 程（第3号）

令和6年12月13日（金）午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第67号 | 令和6年度筑北村一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第 2 | 議案第68号 | 令和6年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 3 | 議案第69号 | 令和6年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 4 | 議案第70号 | 令和6年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 5 | 議案第71号 | 令和6年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 6 | 議案第72号 | 令和6年度筑北村簡易水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第 7 | 議案第73号 | 令和6年度筑北村集落排水事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第 8 | 議案第74号 | 令和6年度筑北村合併浄化槽事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第 9 | 議案第75号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第10 | 議案第76号 | 筑北村犯罪被害者等支援条例について |
| 日程第11 | 議案第77号 | 筑北村社会福社会館、筑北村坂北デイサービスセンター及び筑北村地域情報センターの指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案第78号 | 筑北村本城生産物直売所施設ふるさと館の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第79号 | 筑北村坂北地域食材供給施設もえぎ亭の指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第80号 | 筑北村坂北流通活性化施設やさいBOXの指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第81号 | 筑北村坂井食材供給施設そば処さかいの指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第82号 | 筑北村坂井特産品展示販売施設まんだらの庄の指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第83号 | 筑北村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |

日程第 18 議案第 84 号 筑北村特別職の職員で常勤のもの等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 19 議案第 85 号 筑北村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 20 社会文教常任委員会に付託した請願・陳情の審査結果の報告

日程第 21 陳情第 9 号 福祉医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止することを求める陳情

日程第 22 閉会中の継続調査の申し出

日程第 23 議員派遣の件

日程第 24 発議第 9 号 福祉医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止することを求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 24 まで議事日程に同じ

出席議員（12 名）

1 番	一之瀬 茂 幸 君	2 番	窪 寺 務 君
3 番	小 山 正 博 君	4 番	玉 井 玲 子 君
5 番	藤 原 孝 一 君	6 番	吉 池 昌 昭 君
7 番	宮 下 敏 彦 君	8 番	山 田 直 幸 君
9 番	櫻 井 新 一 君	10 番	待 井 安 登 君
11 番	勝 田 昇 君	12 番	鎌 田 欣 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	太 田 守 彦 君	副 村 長	欠 員
教 育 長	内 川 雅 信 君	総 務 課 長	久保村 公 雄 君

会 計 管 理 者	高 野 弥寿生 君	企画財政課長	山 田 隆 宣 君
住 祉 課 民 長	堀 内 克 美 君	産 業 課 長	宮 坂 英 幸 君
建 設 課 長	花 岡 牧 彦 君	観 光 課 長	中 澤 明 彦 君
教 育 次 長	細 田 雅 義 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	小川原 大 介 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（鎌田欣子議員） 定刻になりました。

ただいまから令和6年筑北村議会12月定例会第3日の会議を開きます。

なお、本日は録音、写真撮影の依頼がありましたので、これを許可しております。

開会 午前 9時00分

◎議事日程の報告

○議長（鎌田欣子議員） 議事日程により、会議を進めます。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第1、議案第67号 令和6年度筑北村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 67 号 令和 6 年度筑北村一般会計補正予算（第 6 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 2、議案第 68 号 令和 6 年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 68 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 68 号 令和 6 年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 3、議案第 69 号 令和 6 年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 6 番、吉池ですけれど、今回の補正、1,000 万円の収入増というのは喜ばしいことなんですけれど、歳出で賄い材料費が 640 万円収入に対して必要だという予算ですけれども、私は商売やる中で、商売の基本てものをしっかりとやっていかないと、ここ

で予算を反対するわけではないけれども、いつも言っているように単価にちゃんと見合うようにしていかないと、これ、収入が増えたって、また一般会計からの繰入もしなきゃいけない。そういうことをいつまでもやっているのにも限度があります。

そういうことで村長に、この改善を早期にやることについて、一言お願いしたいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 本当に今回の収入増はありがたいんですが、それに伴いましてやはり今、ご指摘がございました賄い材料費、やはり収益の面では人件費とともに賄い材料費の軽減に努めてまいります。なおかつ、適正な仕入れ、それからできるだけ食材をむだにしないような形で、賄い材料費についても節減していくよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 69 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 69 号 令和 6 年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 4、議案第 70 号 令和 6 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 70 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 70 号 令和 6 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 5、議案第 71 号 令和 6 年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 71 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 71 号 令和 6 年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第6、議案第72号 令和6年度筑北村簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第72号 令和6年度筑北村簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第7、議案第73号 令和6年度筑北村集落排水事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第73号 令和6年度筑北村集落排水事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第8、議案第74号 令和6年度筑北村合併浄化槽事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第74号 令和6年度筑北村合併浄化槽事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第9、議案第75号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 75 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 10、議案第 76 号 筑北村犯罪被害者等支援条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 76 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 76 号 筑北村犯罪被害者等支援条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 11、議案第 77 号 筑北村社会福祉会館、筑北村坂北デイサービスセンター及び筑北村地域情報センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 77 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 77 号 筑北村社会福祉会館、筑北村坂北デイサービスセンター及び筑北村地域情報センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 12、議案第 78 号 筑北村本城生産物直売所施設ふるさと館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 78 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 78 号 筑北村本城生産物直売所施設ふるさと館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 13、議案第 79 号 筑北村坂北地域食材供給施設もえぎ亭の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 79 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 79 号 筑北村坂北地域食材供給施設もえぎ亭の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 14、議案第 80 号 筑北村坂北流通活性化施設やさいBOXの指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 80 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 80 号 筑北村坂北流通活性化施設やさいBOXの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 15、議案第 81 号 筑北村坂井食材供給施設そば処さかいの指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 81 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 81 号 筑北村坂井食材供給施設そば処さかいの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 16、議案第 82 号 筑北村坂井特産品展示販売施設まんだらの庄の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 82 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 82 号 筑北村坂井特産品展示販売施設まんだらの庄の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第83号、議案第84号、議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採
決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 17、議案第 83 号 筑北村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 19、議案第 85 号 筑北村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの 3 件について、一括して提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第 83 号 筑北村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 84 号 筑北村特別職の職員で常勤の者等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第 85 号 筑北村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、令和 6 年 8 月 8 日に、人事院勧告が実施され、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について、閣議決定されたところであります。

従前より、法律に準じて一般職の職員の給与改定と、必要に応じ議会議員の報酬及び特別職の給与等の改定を行っておりますので、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。引き続き説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保村公雄） それでは、議案第 83 号 筑北村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

新旧対照表をごらんください。第 5 条に規定する期末手当の支給率を年度ごとに規定するものでございます。

改正条例第1条は、令和6年度の期末手当の支給月について、年間支給率100分の340を100分の345とし、12月の支給率を100分の170から100分の175とするものです。

第2条は、令和7年度年間支給率を令和6年度と同じ100分の345とし、6月、12月の支給率を100分の172.5の同率とするものでございます。

第1条は令和6年12月1日から適用し、第2条につきましては令和7年4月1日の施行となります。

議案第84号 筑北村特別職の職員で常勤の者等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

新旧対照表をごらんください。改正の内容は、筑北村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正と同じく、第6条に規定する期末手当の支給率を年度ごとに規定するものでございます。

改正条例第1条は、令和6年度の期末手当の支給率について、年間支給率100分340を100分の345とし、12月支給率を100分の170から100分の75とするものです。

第2条は、令和7年度年間支給率を令和6年度と同じ100分の345とし、6月、12月の支給率を100分の172.5の同率とするものです。

第1条は、令和6年12月1日から実施をし、第2条については令和7年4月1日の施行となります。

議案第85号 筑北村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

新旧対照表をごらんください。改正条例第1条は、令和6年度の給与表のほか、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給率等について改めるものでございます。

第40条第1項は期末手当の年間支給率を100分の250とし、12月の支給率を100分の122.5から100分の127.5とするものです。

第2項は定年前再任用短時間勤務職員に関する第1項の読みかえ規定で、年間支給率を100分の140とし、12月支給率を100分の68.75から100分の71.25とするものです。

第44条第1項第1号は勤勉手当の年間支給率を100分の210とし、12月支給率を100分の102.5から100分の107.5とするものです。

第2号は定年前再任用短時間勤務職員に関する第1号の読みかえ規定で、年間支給率を100分の100とし、12月支給率を100分の48.75から100分の51.25とするものです。

第47条は寒冷地手当の額を世帯主であって扶養親族のある職員について、月額1万7,800

を1万9,800円に、世帯主であって扶養親族がいない職員について、1万200円を1万1,400円に、世帯主でない職員について7,360円を8,200円に改めるものでございます。

別表第1及び別表第2につきましては、人事院が勧告した俸給表に準じ、給料表をお示しのとおり改めるものでございます。

採用市場の競争力の向上のため、初任給が大幅に引き上げられたほか、若年層に重点を置きつつ、全給料表が引き上げ改正となっております。

第2条は令和7年度の期末手当、及び勤勉手当について改めるものです。

第40条第1項は期末手当について、年間支給率を令和6年度と同じ100分の250とし、6月、12月の支給率を100分の125の同率にするものです。

第2項は定年前再任用短時間勤務職員について、年間支給率を令和6年度と同じ100分の140とし、6月、12月の支給率を100分の70と同率にするものです。

第44条第1項第1号は、勤勉手当について年間支給率を令和6年度と同じ100分の210とし、6月、12月の支給率を100分の105の同率にするものです。

第2号は、定年前再任用短時間勤務職員について、年間支給率を令和6年度と同じ100分の100とし、6月、12月の支給率を100分の50の同率にするものです。

第1条は、令和6年12月1日から適用し、第2条については、令和7年4月1日の施行となります。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

日程第17、議案第83号 筑北村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第83号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 83 号 筑北村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 84 号 筑北村特別職の職員で常勤の者等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 84 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 84 号 筑北村特別職の職員で常勤の者等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 85 号 筑北村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 6 番吉池ですけれど、総務課長にちょっとお伺いしますけれど、今回の人事院勧告で筑北村はどのくらいの影響が出ているか、全体で概算で結構ですので、お願いをしたいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 済みません、しっかり計算していませんけれども、およそ 1,500 万円程度だと思います。

○議長（鎌田欣子議員） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 85 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 85 号 筑北村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎陳情第 9 号の委員長報告、質疑

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 20、社会文教常任委員会に付託した陳情の審査結果の報告を求めます。

山田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員会（山田直幸議員） それでは、ご報告いたします。

12 月 6 日、本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情第 9 号 社会医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止することを求める陳情につきまして、12 月 9 日に委員会を開催し、内容を審議いたしましたので、ご報告いたします。

陳情第 9 号 福祉医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止することを求める陳情につきましては、その内容から必要との考えにより、採択すべきものと決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鎌田欣子議員） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

◎陳情第 9 号の採決

○議長（鎌田欣子議員） 続きまして、日程第 21、陳情第 9 号 福祉医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止することを求める陳情についてを採決します。この陳情に対する委員長報告は、採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第 9 号 福祉医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止することを求める陳情については、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま採択となりました陳情に関する意見書の案件が提出されました。これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、これらを日程に追加し議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9 時 分

再開 午前 9 時 分

○議長（鎌田欣子議員） 休憩前に引き続き、会議を行います。

追加の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

◎発議第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 追加日程第 1、発議第 9 号 福祉医療給付制度を国の制度として確

立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止することとを求める意見書を議題といたします。提出者の趣旨説明を求めます。

9 番、櫻井議員。

○9 番（櫻井新一議員） 9 番、櫻井です。提出者の趣旨説明を申し上げます。

趣旨説明、福祉医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止することを求める意見書。

自治体が実施する福祉医療給付制度は、拡充は進んできました。しかしながら制度の内容を見ると、対象年齢、所得制限、障害種別による違いなど、自治体間で格差が生じています。どこで生まれ、どこに住んでいても誰もがお金の心配なく必要な医療が保障されるべきです。そのためには、国が責任を持って子供や障害者等の医療費助成制度を確立するべきです。

また、国は子供医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止しましたが、その他の医療費助成については減額調整措置が残されています。減額調整措置は自治体の行う医療費助成に対してペナルティをかけるものであり、制度拡充の壁となっています。子供医療費助成と同様に、すべての医療費助成への減額調整措置を廃止すべきです。

そこで福祉医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止することを求める意見書を提出するものです。

皆様のご理解、ご賛同をお願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 10 番、待井議員。

○10 番（待井安登議員） 10 番、待井です。ただいまの提出者の意見に賛成いたします。

○議長（鎌田欣子議員） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これから発議第9号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号 福祉医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助

成に係る国民健康保険国庫負担減額調整措置をすべて廃止することを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（鎌田欣子議員） 続いて日程第 22、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付したとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました

◎議員派遣の件

○議長（鎌田欣子議員） 続いて日程第 23、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付しました議員派遣のとおり派遣いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

なお、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定しますので、ご了承ください。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

◎村長閉会あいさつ

○議長（鎌田欣子議員）　ここで村長よりあいさつがあります。

村長。

○村長（太田守彦）　まず、開会の私のあいさつの中で訂正がございます。スポーツフェスティバルにおいてご協力いただいたのは、長野大学ではなく松本大学でありました。おわびして訂正をいたします。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

上程しました議案につきまして、ご承認いただき誠にありがとうございます。補正予算でお認めいただいた事業については、速やかな執行に努めてまいります。

今年は元旦に発生しました能登半島地震に始まり、振り返ってみますと各地で様々な自然災害が起き、あっという間に1年が過ぎたように感じます。最近、長野県中部地方では小規模ながらたびたび地震が起きています。私はこの7月、金沢駅から1日数便しかないバスに乗って輪島市を訪れました。能登半島の主要道路はご存じのように能登里山道路の1本のみでして、懸命な復旧工事が続いておりました。主要道路が寸断されるとどうなるか、そしてそれが災害復旧の足かせになっている現実を肌で感じてまいりました。

先般、危機管理トップセミナーが東京で開かれ、中でも能登半島地震で被災した能登町の町長が語られた体験談は、大変印象的でした。ここでは詳細を申し上げませんが、その後も追い打ちをかけるように9月集中豪雨が能登地方を襲い、再び大きな被害が発生しました。心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興を願い、協力ができることがあればご支援したいと思っていますところであります。

村では、防災行政無線システムの更新を2カ年で進めているほか、先日は女性視点での防災講演会を開催し、村内の団体、グループから多数の皆様にご参加いただきました。引き続き地域防災力の強化に取り組んでまいります。

次に、12月は毎年ふるさと納税のピークを迎えます。11月末時点における状況を申し上げますと、今年は極端な米不足の影響により、お米の申し込みが急増しております。定番のみそや蜂蜜も順調に伸びておりまして、前年同月比ですが、件数で1,550件、金額で約800万円上回る2,770万円となっております。ふるさと納税にご協力いただいている関係者の皆様には、大変感謝しますとともに、年末に向けさらなるご対応、ご協力をお願い申し上げます。

また、私はおととい区要望に対する現地確認のため、村内を回りました。その際、坂井い

ちご園に立ち寄り、生育状況を見させていただきました。「よつぼし」と「はるか」という品種は、大粒で甘く、既に摘み取りが始まっているとのことでした。直売所にもそろそろ並ぶかと思いますが、ぜひご賞味のほどお願いいたします。

このところ一気に寒さが厳しくなってきました。議員各位におかれましては、健康管理に十分留意され、議員活動や地域の活動に一層ご活躍いただきますようお願い申し上げます。あわせて、昨日の一般質問では私の進退についてご質問いただきました。私の考えは、けさの新聞報道のとおりでございますが、村長選と議会議員は同日選挙でございます。ご意思のある方は準備を進めていただければと思っております。

最後に、15日から年末の交通安全運動が始まります。前倒しでけさ7時から安全運動出発式を行いました。安曇野警察署丸山副署長によりますと、村内における今年の人身事故件数は3件で、昨年比でマイナス1件です。筑北スマートインターチェンジが開通して間もなく1年を迎えますが、大きな事故もなく、推移しておりますことは、交通安全推進協議会の皆様初め関係者のご協力のたまものであります。深く感謝を申し上げます。

また、この25日からは年末特別警戒も始まります。悲惨な交通事故に加えて、火災や悪質な犯罪に巻き込まれることなく、ご家族の皆様がそろって明るい新年を迎えられますよう、ご祈念申し上げ、12月定例会閉会のあいさつといたします。

大変ご苦労さまでした。

○議長（鎌田欣子議員） お諮りいたします。これで本定例会を閉会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○議長（鎌田欣子議員） それでは、本日の会議を閉じ、令和6年筑北村議会12月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時48分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 鎌 田 欣 子

署 名 議 員 藤 原 孝 一

署 名 議 員 吉 池 昌 昭